



埼玉県報

第 418 号
令和 5 年(2023 年)
6 月 2 日
金曜日

目次

告示

- 滞納整理支援システム再構築支援業務委託に関する入札公告 (税務課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託に関する契約の相手方等の公示 (健康長寿課)
- 令和 5 年度職業訓練指導員試験の実施 (産業人材育成課)
- 蓮田都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 加須都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 深谷都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 本庄都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 寄居都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 児玉都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 北川辺都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告 (八潮新都市建設事務所)
- 埼玉県議会テレビ番組制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示 (政策調査課)
- 講習用車両 (A T 車) の製造請負に関する入札公告 (会計課)
- 県道所沢青梅線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)
- 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示 (運転免許課)
- 運転免許取得者等教育に係る届出事項変更に伴う公示 (運転免許課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除 (選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の異動 (選挙管理委員会)

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 (病虫害防除所)

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

滞納整理支援システム再構築支援業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 地方公共団体から税務システムの要件定義、調達支援等、本件業務と類似の業務を直接受託し、誠実に履行した実績のある者であること。

(6) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定す

る指定都市から情報処理システム（総務事務システム、財務システムその他これらに類するシステムをいう。）の要件定義、調達支援等、本件業務と類似の業務を直接受託し、誠実に履行した実績のある者であること。

(7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

(8) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 加川、鈴木、森 電話048-830-2662（直通） 電子メールa2640-21@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月4日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月3日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月3日（月）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務課分室 令和5年7月4日（火）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年6月21日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の総合評価項目書の項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年6月6日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Reconstruction of Arrears Management System

(2) Deadline for Submission:

By registered mail or in person: 5pm, Monday July 3, 2023

By electronic bidding system: 10am, Tuesday July 4, 2023

(3) Contact Information:

Tax System Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2662 Email: a2640-21@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第六百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字内山十四番、字入谷五百番五、五百三番一、五百四番一、五百六番一、五百七番一、五百八番五、五百九番五、五百二十八番二、五百二十九番、五百三十番、五百三十一番、五百三十二番、五百三十三番、五百三十四番、五百三十五番、五百三十六番、五百三十七番、五百三十八番、五百三十九番二、五百四十八番二の一部、五百四十八番三の一部、五百四十九番二の一部、五百六十一番二、七百四十九番四の一部、七百四十九番五の一部、七百四十九番六の一部、七百五十番一、七百五十一番一の一部、七百五十一番三の一部、七百五十一番四、七百五十一番五、七百五十二番二の一部、七百五十二番三の一部、七百五十二番四、七百六十番二、七百六十一番の一部、七百六十二番の一部、七百六十三番の一部、七百六十四番二の一部、七百六十六番二、七百六十七番の一部、七百六十八番の一部、七百六十九番の一部、七百七十番二、七百七十二番二の一部、七百七十二番三の一部、七百七十四番二、七百七十五番の一部、七百七十六番二の一部、七百七十七番二の一部、七百七十八番の一部、七百七十九番の一部、七百八十番の一部、七百八十一番二、七百八十八番二の一部、七百八十八番三の一部、七百八十九番一の一部、七百八十九番二の一部、七百九十番二の一部、七百九十一番二の一部、七百九十二番二の一部、七百九十二番三の一部、七百九十三番、七百九十四番一の一部、七百九十四番二の一部、七百九十五番一の一部、七百九十五番二の一部、七百九十六番二の一部、七百九十六番三の一部、八百番二、八百番三の一部、八百番四、八百一番二、八百二番二、八百三番二、八百四番二、八百四番三、八百五番、八百六番の一部、八百七番一の一部、八百七番二の一部、八百八番の一部、八百九番一、八百九番二、八百十番、八百十一番、八百十二番二、八百十二番三、八百十二番四の一部、八百十二番五、八百十三番、八百十四番一、八百十四番二、八百十五番、八百十六番、八百十七番一、八百十七番二、八百十七番三、八百十八番の一部、八百十九番一、八百十九番二の一部、八百十九番三の一部、八百十

九番四、八百二十番一、八百二十一番一、八百二十二番一、八百二十五番一、八百二十六番一、八百二十八番二の一部、八百二十八番三の一部、八百二十八番四の一部、八百二十八番五、八百二十九番一の一部、八百二十九番二の一部、八百二十九番三、八百二十九番四の一部、八百二十九番五、八百二十九番六、八百二十九番七、八百二十九番八、八百三十番、八百三十一番の一部、八百三十二番の一部、八百三十三番、八百三十四番の一部、八百三十五番一、八百三十五番二、八百三十五番三、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十七番、八百四十二番、八百四十三番、八百四十四番一、八百四十四番二、八百四十四番三、八百四十五番一、八百四十五番二の一部、八百四十六番の一部、八百四十七番の一部、八百七十四番二、字白鳥八百四十八番の一部、八百四十八番五の一部、八百四十八番六の一部、八百四十八番八の一部、八百四十九番の一部、八百四十九番二、八百四十九番五の一部、八百五十番の一部、八百五十一番の一部、八百五十二番一、八百五十二番二、八百五十二番三、八百五十三番一、八百五十三番二、八百五十四番、八百五十五番、八百五十六番、八百五十七番、八百五十八番、八百五十九番一、八百五十九番二、八百六十番一、八百六十番二、八百六十一番一、八百六十一番二、八百六十二番一、八百六十二番二、八百六十三番、八百六十四番一、八百六十四番二、八百六十五番一、八百六十五番二、八百六十六番一、八百六十六番二、八百六十六番三、八百六十七番一、八百六十七番二、八百六十八番一、八百六十八番二、八百六十八番三、八百六十八番四、八百六十九番一、八百六十九番二、八百六十九番三、八百七十番一、八百七十番二、八百七十番三、八百七十一番、八百七十二番、八百七十三番、八百七十四番一、八百七十四番二、八百七十五番一、八百七十五番二、八百七十五番三、八百七十六番、八百七十七番一、八百七十七番二、八百七十七番三、八百七十八番一の一部、八百七十八番二、八百七十八番三、八百七十九番一、八百七十九番二、八百八十番一、八百八十番二、八百八十一番一、八百八十一番二、八百八十二番一、八百八十二番二、八百八十三番、八百八十四番一、八百八十四番二、八百八十五番一、八百八十五番二、八百八十六番一、八百八十六番二、八百八十六番三の一部、八百八十六番四、八百八十六番五、八百八十七番一、八百八十七番二、八百八十七番三、八百八十八番一、八百八十八番二、八百八十九番、八百九十番一、八百九十番二、八百九十番三、八百九十一番一、八百九十一番二、八百九十一番三、八百九十二番一、八百九十二番二の一部、八百九十二番三、八百九十二番四、八百九十三番一、八百九十三番二、八百九十三番三、八百九十三番四、八百九十三番五、八百九十四番一、八百九十四番二、八百九十四番三の一部、八百九十五番二、八百九十五番三の一部、八百九十七番一、八百九十七番二、八百九十八番、八百九十九番、

九百番一、九百番二、九百一番一、九百一番二、九百二番、九百九番二、九百十番二の一部、九百十二番一の一部、九百十二番二の一部、九百十二番三の一部、九百十三番、九百十四番一の一部、九百十四番二、九百十五番一の一部、九百十六番一の一部、九百十八番一の一部、九百十八番三の一部、九百十九番二の一部、九百二十番一の一部、九百二十番三の一部、九百二十一番一の一部、九百二十二番二の一部、九百二十三番一の一部、九百二十三番四の一部、九百二十八番一の一部、九百二十九番の一部、九百三十番一の一部、九百三十番二の一部、九百三十番六の一部、九百三十一番一の一部、九百三十一番四、九百三十一番五の一部、九百三十二番一、九百三十二番二の一部、九百三十三番三の一部、九百三十六番二、九百三十七番一の一部、九百三十七番三、九百三十八番二、九百三十九番二、九百三十九番三、九百三十九番五の一部、九百四十番二、九百四十番四、九百四十一番一の一部、九百四十一番二の一部、九百四十一番三の一部、九百四十一番八、九百四十二番一、九百四十二番二、九百四十二番三の一部、九百四十二番五、九百四十三番二の一部、九百四十三番三、九百四十四番三、九百四十五番二、九百五十九番四、九百五十九番五、九百六十番三、九百六十番四の一部、九百六十五番五、九百六十一番三の一部、九百六十一番四の一部、九百六十八番二の一部、九百六十八番三の一部、九百六十八番四の一部、九百六十八番五の一部、九百六十九番一の一部、九百六十九番二、九百七十番一の一部、九百七十番四の一部、九百七十一番一の一部、千十番二、千十番三の一部、千十番四、千十一番二の一部、千十一番五の一部、千十八番三の一部、千十九番二、千二十番二、千二十一番二、千七十四番三、千七十五番、千七十六番二、千七十七番、千七十八番、千七十九番、千七十九番二の一部、千八十番一、千八十番二、千八十一番一、千八十一番二、千八十二番一、千八十二番二、千八十三番一、千八十三番二、千八十四番一の一部、千八十四番二の一部、千八十四番三、千八十六番二の一部、千百五十一番四の一部、千百五十三番一、千百五十三番二の一部、千百五十四番一、千百五十四番二、千百五十四番四の一部、千百五十五番一、千百五十五番二の一部、千百五十五番三の一部、千百五十六番一、千百五十六番二の一部、千百五十七番、千百五十八番、千百五十九番一、千百五十九番三の一部、千百六十番一及び千百六十番二の一部)

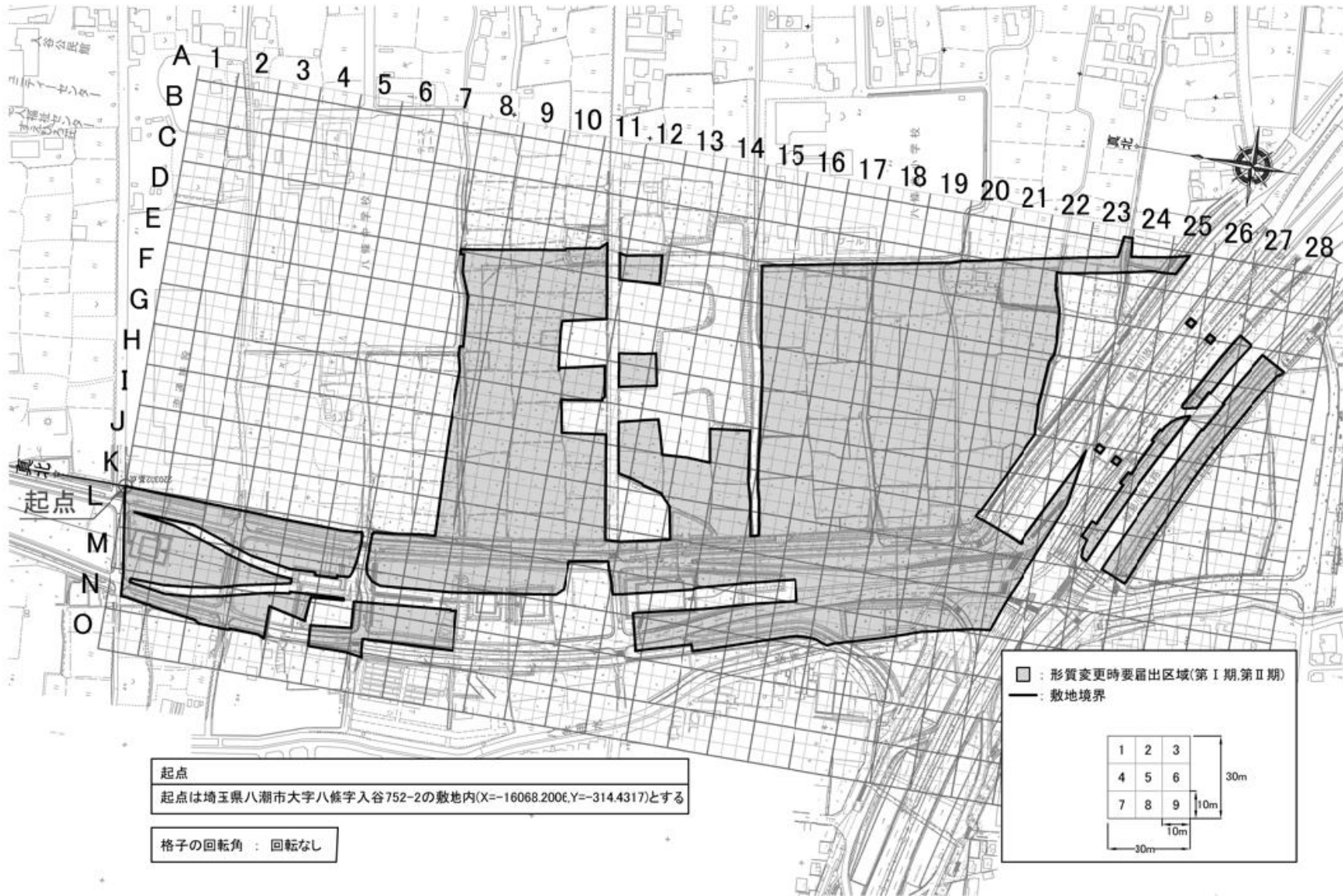
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



告 示

埼玉県告示第六百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県コバトン健康マイレージ運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部健康長寿課健康長寿担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
- 5 契約金額
182,281,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第六百六十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

令和五年八月十九日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に六十三円分の郵便切手を貼り付けること。）

(2) 履歴書

- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十四円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
持 参	<p>埼玉県産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和五年六月十九日（月）から七月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで なお持参する前に電話で予約すること。</p>
郵 送	<p>郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和五年六月十九日（月）から七月十四日（金）までの消印のあるものを有効とする。なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。</p>

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者については、試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

令和五年九月八日（金）から九月十四日（木）まで埼玉県庁
 本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門学校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告 示

埼玉県告示第六百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	蓮田	
市町村名	蓮田市 白岡市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	令和五年七月 十二日午前十 時から
	場 所	蓮田市総合文 化会館（ハス トピア）
公述申出書	提出期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、蓮田市都 市整備部都市 計画課、白岡 市都市整備部 街づくり課
都市計画の構想	閲覧期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで （土曜・日曜 日を除く）
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県杉 戸県土整備事 務所、蓮田市 都市整備部都 市計画課、白 岡市都市整備 部街づくり課

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	加須						
	市町村名	加須市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」						
	公聴会	期日及び時間	令和五年七月 二十日午前十 時から					
	場 所	加須市役所 本庁舎 五階 五〇六会議室						
	公述申出書	提出期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで					
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市都 市整備部ス パーシテイ推 進課						
	都市計画の構想	閲覧期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)					
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 都市整備部ス パーシテイ 推進課						

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	深谷
市町村名	深谷市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和五年七月 十日午前十時 から
場 所	深谷市役所 本庁舎 大会 議室
公述申出書 提出期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、深谷市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県熊 谷県土整備事 務所、深谷市 都市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	本庄
市町村名	本庄市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会	期日及び時間 令和五年七月 十八日午前十 時から
	場 所 本庄市役所 本庁舎 六階 大会議室
公述申出書	提出期間 令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで
	提出先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、本庄市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想	閲覧期間 令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)
	閲覧場所 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県本 庄県土整備事 務所、本庄市 都市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	寄居	
市町村名	深谷市、 寄居町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	令和五年七月 十日午後二時 から
	場 所	深谷市役所 本庁舎 大会 議室
公述申出書	提出期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、深谷市都 市整備部都市 計画課、寄居 町都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県熊 谷県土整備事 務所、深谷市 都市整備部都 市計画課、寄 居町都市計画 課

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	児玉	
市町村名	本庄市、 美里町、 神川町、 上里町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	令和五年七月 十八日午後二 時から
	場 所	本庄市役所 本庁舎 六階 大会議室
公述申出書	提出期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、本庄市都 市整備部都市 計画課、美里 町建設課、神 川町建設課、 上里町まちづ くり推進課
都市計画の構想	閲覧期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県本 庄市土整備事 務所、本庄市 都市整備部都 市計画課、美 里町建設課、 神川町建設 課、上里町ま ちづくり推進 課

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	北川辺
市町村名	加須市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」
公聴会 期日及び時間	令和五年七月 二十日午後二 時から
場 所	加須市役所 本庁舎 五階 五〇六会議室
公述申出書 提出期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市都 市整備部ス パーシテイ推 進課
都市計画の構想 閲覧期間	令和五年六月 二日から令和 五年六月十六 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 都市整備部ス パーシテイ 推進課

公 述 申 出 書

令和5年6月2日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第六百七十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十八街区二画地（八潮市大字大曾根千六百四十番二外）

(2) 地積

三百二十一・五一平方メートル

(3) 予定価格

四千九百八十三万四千五十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十八街区十画地（八潮市大字大曾根千六百五十九番一外）

(2) 地積

百六十五・九〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百八十七万五千八百円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十三街区二画地（八潮市大字大五百四十二番四外）

(2) 地積

千二百六十二・二九平方メートル

(3) 予定価格

一億六千二百八十三万五千四百十円

ニ 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十三街区三画地（八潮市大字圀五百四十二番二外）

(2) 地積

二百八十七・七三平方メートル

(3) 予定価格

四千六百三万六千八百円

ホ 宅地番号五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十五街区一画地（八潮市大字圀五百四十一番五外）

(2) 地積

千二十一・一四平方メートル

(3) 予定価格

一億三千七百八十五万三千九百円

ヘ 宅地番号六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五十街区二画地（八潮市大字伊勢野字助九五百八十一番一外）

(2) 地積

二百四十・三九平方メートル

(3) 予定価格

四千十四万五千百三十円

二 入札に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

- (一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者
- (7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

- (1) 窓口受付
令和五年六月二十日（火）から同月二十七日（火）までの午前九時から午後四時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 郵送受付
令和五年六月二十日（火）から同月二十七日（火）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

- (1) 窓口受付
令和五年七月十二日（水）から同月十四日（金）までの午前九時から午後五時まで
- (2) 郵送受付

令和五年七月十二日（水）から同月十四日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

ニ 入札参加上の注意

(1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

(2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

令和五年七月十八日（火）午前九時三十分

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において

配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告 示

埼玉県告示第六百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県議会テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
124,441,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

講習用車両（A T車）の製造請負 8台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 原口 電話048-832-0110 内線2249

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部
運転免許課講習係 電話048-543-2001 内線583

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月14日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月13日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月14日（金）午前10時20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年7月14日（金）午前10時25分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年7月7日(金)午後3時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年6月5日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Contract Manufacturing of Automatic Transmission Vehicles for Driving Course.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. July 14, 2023 By mail; 5:00 p.m. July 13, 2023 In person; 10:20 a.m. July 14, 2023
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市北野南三丁目三番二三地 先から同市三ヶ島一丁目一〇三 五番八地先まで		区 間
一〇・五〇ㄱ 一六・〇八	六・九一ㄱ 一二・一二	敷地の幅員 (メートル)
二八一・一五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年六月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

指定番号	第一〇一号	指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の年月日	令和五年五月二十六日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
						埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百四十六番一、千六百四十七番、千六百五十番二、千六百五十一番四の各一部	四十七・〇三	九・〇〇
						埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百十五番、千八百十六番一、千八百十六番二の各一部及び千八百十五番、千八百十六番一、千八百十六番二の各先、埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷二千九番二、二千十番二及び二千五番、二千九番一、二千十番一、二千十番三、二千十一番一、二千十一番二の各一部並びに二千五番、二千九番一、二千九番二、二千十番二、二千十一番二の各先	四十九・四四	六・〇〇
						埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百四十六番一、千六百四十六番三、千六百四十六番四、千六百五十一番一、千六百五十一番四、千六百五十一番五、千六百五十四番一、千六百五十四番二の各一部	二十一・九一	六・〇〇

	第一〇一号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和五年五月二 十六日	指定の年月日
	埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百二番、 千六百四十七番の各一部及び千六百二番、千六 百四十七番の各先	指定に係る道路の位置
	五十六・七八	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
	六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年六月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字川寺字六道二百七十一の一部及び二百七十一の先</p> <p>埼玉県飯能市大字川寺字六道二百二十七―二、二百二十七―四、二百三十一―十三、二百三十一―二十、二百三十一―二十一、二百三十一―二十二の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字川寺字六道二百三十一―一、二百三十一―六、二百三十一―七、二百三十一―八、二百三十一―十二、二百三十一―十三、二百三十一―十四、二百三十一―十八、二百三十一―十九、二百三十一―二十一、二百三十一―二十二、二百三十二、二百三十三―一、二百三十三―三の各一部及び二百三十一―八、二百三十一―十九、二百三十二の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十六・三</p> <p>二十三・一</p> <p>七十五・七</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

		第二号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和五年六月二 日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百十九―一の一部	埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百十四―二、四百十四―八、四百十四―九、四百十七―二十一、四百十九―一、四百十九―二の各一部及び四百十四―二、四百十四―九、四百十九―一の各先	部 埼玉県飯能市大字川寺字六道二百三十三―三の一	指定に係る道路の位置
十・四	九十四・六	十七・一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

		第二号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和五年六月二 日	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字双柳字下宿六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―四、六百九十七―七の各一部及び六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―四、六百九十七―七の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳字下宿六百九十六―一、六百九十六―三、六百九十七―二、六百九十七―三、六百九十七―四の各一部</p>	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百六―一、四百六―二、四百六―六、四百六―八、四百六―九、四百六―十、四百七―二、四百七―三、四百七―六、四百九―一、四百九―三、四百九―四、四百九―五の各一部</p>	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
		五十三・七	
		六・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
		三十・九	
		六・〇	
		四・五〇五・〇	
		十五・五	
		六・〇	

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字加能里三百三十四―四、三百三十四―五、三百三十四―七、字六道三百四十九―七、三百四十九―八、三百五十一―一の各一部及び大字笠縫字加能里三百三十四―四、三百三十四―七、字六道三百四十九―七、三百四十九―八、三百五十一―一の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十九・九
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字加能里三百三十四―二、三百三十四―三、三百三十四―四、三百三十四―五、三百三十四―六、字六道三百四十八―一、三百四十八―二、三百四十八―三、三百四十九―一、三百四十九―二、三百四十九―三、三百四十九―四、三百四十九―五、三百四十九―六、三百四十九―七、三百四十九―八の各一部及び大字笠縫字加能里三百三十四―二、三百三十四―三、三百三十四―四、三百三十四―六、字六道三百四十八―一、三百四十八―二、三百四十八―三、三百四十九―一、三百四十九―三、三百四十九―四、三百四十九―八の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十五・六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字後際七十四―一、七十四―三、七十四―五、七十四―六、七十四―八、七十四―九、八十八―四、八十八―十六、八十八―十七、九十八―一、九十八―四、九十八―五、九十八―六、九十八―七、九十八―八、九十八―十、九十八―十一、九十八―十二、九十八―十三の各一部及び七十四―一、七十四―五、七十四―九、八十八―十六、八十八―十七、九十八―一、九十八―四、九十八―七、九十八―八、九十八―十二、九十八―十三の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十二・一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和五年六月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字笠縫字新堀二百五十四―一、二百五十四―六、二百五十四―七、二百五十四―八、二百五十四―十、二百五十四―十一、二百五十四―十二、二百五十四―十三、二百五十四―十四、二百五十四―十五、二百五十四―十六、二百五十四―十七、二百五十五―五、二百五十五―六の各一部及び二百五十四―六、二百五十四―八の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十八・一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

埼玉県公安委員会告示第81号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年6月2日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
東武かすみ自動車教習所	代表者の氏名	木村 吉延	大勝 規好

埼玉県公安委員会告示第82号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年6月2日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
東武こしがや自動車教習所	代表者の氏名	木村 吉延	大勝 規好

告 示

埼玉県選管告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和五年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人栄光会 特別養護老人ホーム なみきロイヤル の園	埼玉県所沢市北原町千三百七十 五番地二

告示

埼玉県選管告示第三十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

	新	旧
施設の開設主体及び名称	医療法人社団武蔵野会 狭山神経内科病院	医療法人社団青葉会 狭山神経内科病院
所在地	埼玉県狭山市加佐志六五	

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年六月二日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘信

令和4年10、11月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	川越市	肥え土	0.4	0.0	0.2	0.7			35	69.2		
	社会福祉法人茶の花 福祉会	大樹の腐葉土	0.6	0.1	0.0	1.2			20	73.0		
	有限会社斎藤産業	馬ふんたい肥	0.7	0.3	1.2	0.5			35	49.1		
	有限会社エー・アイ	馬ふんたい肥エクセレント	0.7	0.3	1.2	0.5			35	49.1		
		くりーん・そいる	1.2	1.6	2.1	1.8			19	45.9		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。